

地域活性化保証「スタートライン」制度要綱

施行 平成 28 年 11 月 1 日

1. 目的

保証利用していない中小企業・小規模事業者に対して、積極的に信用保証を提供することにより、事業の発展を支援し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 対象者

保証申込時点で当協会の保証付融資残高がない中小企業・小規模事業者

3. 保証限度額

個人・法人 2 億 8,000 万円

組合 4 億 8,000 万円

一般の普通保険（2 億円）及び無担保保険（8,000 万円）の範囲内とする。

4. 保証条件

(1) 資金使途

運転資金、設備資金

(2) 保証期間

10 年以内（据置期間 1 年以内）

(3) 貸付形式

証書貸付、手形貸付

(4) 返済方法

元金均等分割返済又は一括返済（一括返済は、保証期間 1 年以内の場合に限る。）

(5) 貸付利率

金融機関所定利率

(6) 連帯保証人

原則として、法人代表者以外は徴求しない。

(7) 担保

必要に応じて徴求する。

(8) 信用保証料率

通常のリスク考慮型保証料率から、平均 20%割引する。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%
	貸借対照表なし	0.92%								

※ 会計処理に関する割引制度の適用は可能とするが、有担保割引制度の適用は不可とする。

(9) 保証割合

金融機関が選択した責任共有制度の方式による。

(10) 保証形式

個別保証とする。

5. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

6. 申込方法

金融機関経由申込又は協会斡旋申込

7. 申込必要書類

通常の保証申込書類と同様とする。

8. 申込書等における制度名の表示

「スタートライン」とする。

9. 制度融資等の利用

本保証制度では、制度融資、他の保証制度及び特例保証の利用はできない。

10. その他

本要綱に定めのない事項については、一般保証に準じる。

11. 取扱期間

取扱期間は、平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの保証申込受付分とする。

「地域創生キャンペーン」実施要領

制定 平成 28 年 11 月 1 日

1. 目的

幅広い層における起業の取組や事業者の業務拡張等を支援するため、創業者及び保証利用していない中小企業・小規模事業者に対して、信用保証を推進することを目的とする。

また、特に女性、若者、シニアの方が、地域経済の新たな担い手として活躍するための起業を支援することで、地域創生に資するものとする。

2. 対象者

(1) 創業支援

創業者又は創業段階の事業者を対象とする。

(2) 創業支援（女性、若者、シニア支援）

女性、30歳未満の若者、55歳以上のシニアの創業者、創業段階の事業者（会社の場合は、代表者）を対象とし、性別及び年齢は、信用保証委託申込書等で確認する（若者及びシニアの年齢要件は、当協会の保証申込受付日を基準とする。）。

(3) 地域活性化支援

当協会を利用していない中小企業・小規模事業者

※ (1)(2) について、NPO法人は、対象外とする。

3. 対象制度

(1) 創業支援

創業等関連保証（自治体制度融資の利用を可能とする。）

(2) 創業支援（女性、若者、シニア支援）

創業等関連保証（自治体制度融資（開業資金に限る。）の利用を可能とする。）

自治体制度融資（開業資金に限る。）については、以下の制度融資を利用可能とする。

- ① 兵庫県 新規開業貸付、再挑戦貸付
- ② 神戸市 起業家支援資金、新事業創出資金
- ③ 明石市 創業支援資金融資
- ④ 三木市 起業家支援資金
- ⑤ 姫路市 起業家支援資金融資
- ⑥ 尼崎市 起業アシスト資金融資、パワフルアシスト資金融資
- ⑦ 伊丹市 創業資金
- ⑧ 川西市 起業家支援資金
- ⑨ 宝塚市 起業家等支援資金
- ⑩ 西宮市 新規開業資金、独立開業資金
- ⑪ 養父市 開業資金（独立開業）、開業資金（新規開業）
- ⑫ 朝来市 開業資金
- ⑬ 洲本市 起業家支援資金融資
- ⑭ 加古川市 創業支援融資

(3) 地域活性化支援

地域活性化保証「スタートライン」

4. 信用保証料率

(1) 創業支援

年 0.6%

(2) 創業支援（女性、若者、シニア支援）

年 0.5%

(3) 地域活性化支援

通常のリスク考慮型保証料率から平均 20%割引する。

区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	貸借対照表あり	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%
	貸借対照表なし	0.92%								

※ 会計処理に関する割引は、(3)のみ適用可能とする。

※ 有担保割引は、適用除外とする。

※ 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」に係る保証料率割引、「ひょうごオンリーワン企業創出支援事業」に係る保証料率割引は、適用除外とする。

5. 取扱金融機関

当協会と約定書を締結している金融機関

※ 自治体制度融資により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。

6. 申込方法

金融機関経由申込又は協会斡旋申込

※ 自治体制度融資により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。

7. 申込必要書類

(1) 創業支援

通常の保証申込書類と同様とする（ただし、事業未着手の場合は、「創業・再挑戦計画書」及び「自己資金を証する書面の写し」を必要とする。）。

※ 自治体制度融資により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。

(2) 創業支援（女性、若者、シニア支援）

通常の保証申込書類と同様とする（ただし、事業未着手の場合は、「創業・再挑戦計画書」及び「自己資金を証する書面の写し」を必要とする。）。

※ 自治体制度融資により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる。

(3) 地域活性化支援

通常の保証申込書類と同様とする。

8. 申込書等における制度名の表示

信用保証委託申込書の「希望制度融資名」欄及び信用保証依頼書の「保証制度（略称）」欄には、次のとおり記載する。

(1) 創業支援

一般保証：「創業等関連保証」

自治体制度融資：「当該制度融資名」

(2) 創業支援（女性、若者、シニア支援）

一般保証：「創業等関連保証（女性、若者、シニア支援）」

自治体制度融資：「当該制度融資名（女性、若者、シニア支援）」

(3) 地域活性化支援

「スタートライン」

9. 対象期間

平成 28 年 11 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

※ 対象期間内に当協会が保証申込を受付したものとする。